

## 竹内病院の「適切な意思決定支援」の基本的な考え方

### 1. 基本方針

当院の医療・ケアチーム<sup>※1</sup>のスタッフは、人生の最終段階(終末期)を迎える患者さんおよびご家族等に対して、適切な説明を行い、十分に話し合い相互理解を深め、患者さん自身の意思を尊重いたします。そして、患者さんおよびご家族等の希望に添った最善の医療・ケアを提供することに努めます。

### 2. 「人生の最終段階(終末期)」の定義と医療・ケアについて

①「人生の最終段階(終末期)」とは、がんの末期のように、残された時間が短いと予想される場合、慢性疾患で病状の悪化を繰り返し回復が難しい場合、神経難病や認知症により全身状態が悪化した場合、脳血管疾患の後遺症や老衰など長い経過を経て最期を迎える場合、救急医療・集中治療における回復困難な場合を含みます。なお、どのような状態が患者さんの「人生の最終段階(終末期)」であるかは、医師や看護師等の医療・ケアチームによって慎重に判断される必要があります。

②人生の最終段階における医療・ケアについて、医療・ケア行為の開始・不開始、医療・ケア内容の変更、中止等は医療・ケアチームによって医学的妥当性と適切性を基に慎重に判断致します。

③医療・ケアチームにより、可能な限り痛みやその他の不快な症状を緩和できることを目的とし、患者さんおよびご家族の抱える苦痛や辛さに対して精神的・社会的援助も含めた総合的な医療・ケアを行うことに努めます。

### 3. 人生の最終段階における医療・介護の方針決定手順について

#### 1) 患者さんの意思が確認できる場合

患者さんの意思(自己決定)を尊重します。その際、医師から適切な情報提供と説明を行い、患者さんと医療・ケアチームが十分に話し合い、合意したうえで、患者さんの希望に添った最善の医療・ケアを提供致します。時間の経過、病状や状態の変化等によって、患者さんの意思は変化する可能性があることを理解し、必要に応じて随時話し合いを行います。なお、患者さんの同意を得て、ご家族等にも決定した医療・ケアについて説明致します。このプロセスにおいて、話し合った内容は、その都度カルテや文書にまとめておきます。

#### 2) 患者さんの意思が確認できない場合

①ご家族等が患者さんの意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、十分に相談した上で患者さんにとって最善の医療・ケアを提供致します。

②ご家族が患者さんの意思を推定できない場合には、患者さんにとって何が最善であるかをご家族と医療・ケアチームが十分に話し合いを行い、医療・ケアを提供致します。

③身寄りがない患者さんの場合およびご家族が判断を当院の医療・ケアチームに委ねた場合には、同チームが十分な検討を行い、患者さんにとって最善の医療・ケアを提供致します。当院の医療・ケアチームで判断がつかない場合には、患者さんまたはご家族等の同意を得たうえで、外部の

専門家(医療倫理の精通者など)を交え、方針について助言の元に対応致します。このプロセスにおいて話し合った内容はその都度カルテや文書にまとめておきます。

3) 死期を早めることを目的とした薬剤の投与(積極的安楽死)は容認致しません。

この指針は状況に応じて、最適と考えるものに改訂していきます。ご不明な点がありましたら、医師や看護師にお声掛けください。

※1 医療・ケアチームとは、担当医、看護師およびそれ以外の医療従事者やケアに関わる介護支援専門員、介護福祉士等の介護従事者で構成されています。

**【参考文献】**

厚生労働省(2018):人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン

厚生労働省(2018):認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン

厚生労働省(2019):身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関する  
ガイドライン

令和6年3月